

倫理委員会議事次第

(第90回 2024年4月4日(木) 13:00~14:50)

I 開会

II 議題

審議事項

1. IESBA 公開草案「サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）及びサステナビリティ報告・保証業務に関連するその他の IESBA 倫理規程の改訂」及び「外部の専門家の作業の利用」に対するコメントについて

【資料 1-1~1-5】

協議事項

1. 倫理規則公開草案に寄せられたコメントについて

【資料 2】

報告事項

1. IESBA 会議報告（3月）について

【資料 3】

2. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料 4】

III 閉会

以 上

資 料	資料No.
サステナビリティ報告・保証業務に関する IESBA 倫理規程改訂公開草案 コメント案	1-1
外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程改訂公開草案 コメント案	1-2
サステナビリティ報告・保証業務に関する IESBA 倫理規程改訂公開草案 (ED 本体)	1-3
サステナビリティ報告・保証業務に関する IESBA 倫理規程改訂公開草案 (説明覚書)	1-4
外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程改訂公開草案 (ED 本体)	1-5
倫理規則等公開草案に対するコメントの状況	2
IESBA 会議報告 (3 月)	3
会員からの職業倫理相談状況	4

2024年4月4日
第90回倫理委員会
配付資料No. **3**

IESBA会議（2024年3月）報告

倫理委員会

2024/4/4



会議の概要

- 2024年3月18日から20日までの3日間の日程で、ニューヨークにて、ハイブリッド形式で実施した。
- ニューヨークの会議ではボードメンバー17名中16名が対面で、1名がオンライン形式で参加した。
 - ▶ 日本から、新ボードメンバーとして井村知代氏が対面で参加した。
 - ▶ 退任ボードメンバー：インド、ドイツ、ルワンダ、中国
 - ▶ 新任ボードメンバー：日本、インド、フランス
- 次回の会議予定：2024年6月10日から13日までの4日間の日程で、ニューヨークにて、ハイブリッド形式で開催される。

会議の内容

- 会計事務所等の文化及びガバナンス（職務権限案の承認）
- テクノロジー（プレゼンテーション）
- 集団投資ビークル（議論）
- タックス・プランニング（ロールアウト計画）
- IESBAとのコーディネーション（サステナビリティ関連）
- 国際教育基準（IES）の改訂（アップデート）
- PIEのロールアウト（問題点の議論）

会計事務所等の文化及びガバナンス（職務権限案の承認）

- 「会計事務所等の文化及びガバナンス」に関する職務権限案（Terms of Reference）が、満場一致で承認された。
- 背景
 - ▶ 近年、会計専門職に対する社会的な信頼は、度重なる有名企業の倒産や会計事務所等の非倫理的行動によって揺らいでいる。
 - ▶ 会計事務所等の文化は、個々の会計事務所等の評判や会計専門職に対する社会的な信頼のみならず、専門職の活力と長期的な持続可能性の核心に関わる課題である人材の誘致と維持に影響を及ぼす。
- ワーキング・グループ（WG）の目的
 - ▶ 会計事務所等の文化及びガバナンス並びにそれらが倫理及び独立性に与える影響についての理解を深める。
 - ▶ 現行規程をレビューして、更に強化すべきかどうかを検討する。
 - ▶ アウトリーチ活動を通して、ガバナンス及び倫理的文化に関する認識を高める。
- ワーキング・グループの成果物
 - ▶ 2024年12月のIESBA会議において、ワーキング・グループの発見事項及び提言に関する報告書を提出

会計事務所等の文化及びガバナンス（3月会議での議論）

- 今回は、課題や動向に関するボード・メンバーの理解を深めるために、様々な外部有識者からのプレゼンテーションを受けた。
- UK FRCから監査事務所のガバナンス・コードの導入を題材に、会計事務所等のガバナンス及び文化について説明があった。
 - ▶ 導入当初は、Independent Non-Executives の導入における抵抗、コードが監査事務所のみならず、監査以外の業務を提供している事務所をも適用範囲としていることへの抵抗など、Multi-Disciplinary Model から生ずる問題についても報告があった。
- 元副議長の Richard Fleck から、過去の様々なケースについて分析結果が報告された。
 - ▶ 分析の結果、個人の報酬や昇進に過度に焦点を当てることが非倫理的な行動につながる可能性があること、ファームの価値観はリーダーシップにより決まること、リーダーシップは組織のガバナンスの産物であると報告された。
- PwC Australiaの案件の報告
- 現行のIESBA Codeにおける関連規定の説明

(参考) 会計事務所等の文化及びガバナンス 背景 (1/2)

- 近年、会計専門職に対する社会的な信頼は、度重なる有名企業の倒産や会計事務所等の非倫理的行動によって揺らいでいる。
 - ▶ 最近の事例では、いくつかの法域において、PAPPの非倫理的行動により、PAPP個人及びその会計事務所等に対して、重要な制裁及びその他の不利益がもたらされた。
- 声明の公表
 - ▶ IESBA (2023年7月) : 全てのPAにとって倫理的行動が極めて重要であることを強調し、倫理規程に基づく倫理上の義務 (基本原則を守り、倫理規程の特定の要求事項を遵守することを含む。) を再認識させる。これにより、PAは公益のために行動する責任を果たすことができる。
 - ▶ グローバル・アカウンティング・アライアンス (GAA) (2023年8月) : 公益のために行動するという会計専門職の責任及び倫理規程の重要性を強調
- IESBAは、会計事務所等における非倫理的行動が、会計事務所等の文化及びガバナンス、PAの倫理的行動や倫理規程の遵守にどのような影響を与えるかについて、より広範な課題を提起していると考えている。

(参考) 会計事務所等の文化及びガバナンス 背景 (2/2)

- 会計事務所等の文化は、次に影響を及ぼす。
 - ▶ 個々の会計事務所等の評判
 - ▶ 会計専門職に対する社会的な信頼
 - ▶ 専門職の活力と長期的な持続可能性の核心に関わる課題である人材の誘致と維持
- IESBAは、2024-2027年戦略及び作業計画(SWP)における戦略的優先課題として、会計事務所等の文化及びガバナンスに取り組むこととした。
 - ▶ IESBAは、現在、倫理規程が組織内の倫理的な文化やトップとしての姿勢を限定的にしか取り扱っていないことを認識している。

(参考) 会計事務所等の文化及びガバナンス WGの目的

- ワーキング・グループの目的
 - ▶ 会計事務所等及び該当する場合にはそのネットワークにおいて、会計事務所等の文化及びガバナンス並びにそれらが倫理及び独立性の要求事項の遵守に与える影響について理解を深める。
 - ▶ 倫理規程の組織及び会計事務所等の文化に関する現行規定を見直し、会計事務所等内において倫理的な行動に向けた強固な文化を確立するために、倫理規程を更に強化すべきかどうかを検討する。
 - ▶ アウトリーチ活動を通して、会計事務所等内のガバナンス及び倫理的文化に関する問題及びその重要性に対する認識を高める。
 - ▶ IESBAに対する報告書 (report) と提言 (recommendations) を作成する。

(参考) 会計事務所等の文化及びガバナンス アプローチ (1/2)

- 情報収集の一環として、ワーキング・グループは次の活動を実施する予定である。
 - ▶ 「会計事務所等の文化及びガバナンス」の概念や関連する動向について、公表された報告書、記事その他の出版物の机上調査 (desktop research) を実施する。
 - ▶ 課題や動向について、洞察を得、認識を高め、意見交換するために、次の関連する利害関係者と関わる (グループ会議、ボード会議、インタビュー、調査、電子的なコミュニケーション等による。)
 - ◆ モニタリンググループのメンバー、基準設定主体の利害関係者諮問委員会、会計事務所等、コーポレート・ガバナンス・コミュニティ、投資家コミュニティ、職業会計士団体並びにIFAC PAIB及びSMP諮問グループ、FoF、各法域の基準設定主体及び規制当局、政府及び議会、経済協力開発機構 (OECD) 等の国際政策立案機関、学界、トピックに関連するその他の専門組織
 - ▶ 複合領域ファーム及びそのネットワークの観点から問題を検討する。また、地理的な相違、テクノロジー及び作業形態の進歩など、その他の要因についても検討する。

(参考) 会計事務所等の文化及びガバナンス アプローチ (2/2)

- 情報収集の一環として、ワーキング・グループは次の活動を実施する予定である。
(続き)
 - ▶ アプローチの一環として、ISQM 1、特にISQM 1の適用範囲内の業務に関するガバナンス及びリーダーシップが持つ品質の構成要素に関して、規定されたアプローチ及び要求事項を検討する。ワーキング・グループは、この点についてIAASBと調整する。
 - ▶ SWP を考慮し、会計事務所等の文化と「監査業務の依頼人」の意味との関連性について利害関係者の意見を収集し、監査業務の依頼人と監査事務所の関係に関するワーク・ストリームにおいて、倫理規程においてその定義をどのように取り扱うかについてのIESBAのアプローチに反映させる。
 - ▶ 重複する検討事項や課題については、IESBAの他のタスクフォースやWGと連携する。
 - ▶ 作業の進捗に応じて、IESBAが社会一般へのコミュニケーションを適切に実施するように推奨することを検討する。

(参考) 会計事務所等の文化及びガバナンス 成果物

- ワーキング・グループは、次を実施する。
 - ▶ 各四半期に、IESBAの検討と方向性のために、実施した活動と識別した課題をIESBAに報告する。
 - ▶ 2024年第2四半期から第4四半期にかけて、事実確認と意識向上活動の一環として、対面式及びバーチャルのアウトリーチを実施する。
 - ▶ 2024年12月のIESBA会議において、その発見事項及び提言に関する報告書を提出する。
- その後の成果物については、IESBAが最終報告書における提言を検討した後に決定される予定である。



2024年4月4日
第90回倫理委員会
配付資料No. **4**

会員からの職業倫理相談状況 (前回の倫理委員会以降)

2024/4/4



会員からの職業倫理相談状況（2024年1月）

- 2024年1月25日：6件
- 相談カテゴリー
 - ▶ 同時提供（1件）、就職制限（1件）、ローテーション（4件）

作業部会 審議日		相談事項
1月25日	①	監査先へのISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に関する業務の提供について
	②	弁護士事務所に所属する試験合格者の採用について
	③	過去に補助者として関与した上場会社の孫会社への監査業務の提供について
	④	ローテーションにおける関与期間のカウントについて
	⑤	共同監査におけるローテーション及び「筆頭業務執行責任者」の取扱いについて
	⑥	「監査業務の主要な担当社員等」に該当するかどうかの判断について

会員からの職業倫理相談状況（2024年2月）

- 2024年2月21日：3件
- 相談カテゴリー
 - ▶ 報酬依存度（2件）、紹介手数料（1件）

作業部会 審議日		相談事項
2月21日	①	支配関係・ネットワークの定義及び報酬依存度について
	②	報酬依存度の計算について
	③	公認会計士法第2条第2項業務を監査法人が提供している場合の紹介手数料等の授受について

会員からの職業倫理相談状況（2024年3月）

- 2024年3月29日：3件
- 相談カテゴリー
 - ▶ 報酬依存度（2件）、就職制限（1件）

作業部会 審議日		相談事項
3月29日	①	報酬依存度に関する規定における「オフィス」の扱いについて
	②	共同事務所における報酬依存度の計算について
	③	監査契約終了後又は監査法人退職後における監査業務の依頼人の監事への就任について

